

❀給食おかず代の補助のお知らせ（実費徴収に係る補足給付）❀



「幼児教育・保育の無償化」に伴い、一部の世帯について副食費（おかず代）の負担軽減策が実施されます（月額上限 4,800 円）。

愛知県内の私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行した園を除く。）に通う園児のいる世帯で該当される方につきましては、是非ご利用ください。



どうしたらもらえるの？

→次の①～④のいずれか一つでも該当する世帯が対象です。

- ① 年収 360 万円未満相当世帯（市町村民税所得割額が 77,100 円以下の世帯※）
※令和 6 年度分の個人住民税で実施される定額減税反映後の金額で判定します。
- ② 小学校 3 年生から数えて第 3 子以降の子どもがおり、かつその子どもが幼稚園に通っている世帯（第 1 子及び第 2 子の副食費は対象外）
- ③ 生活保護世帯（要証明）
- ④ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者又は里親に委託されている園児の保護者（要証明）



どのくらいの金額がもらえるの？

→年間の在園月数に応じて、おかず代として実際にかかった費用です（月額上限 4,800 円）。

※具体例 4 月～3 月まで在園し、4 月～3 月分までの間、おかず代として毎月 5000 円支払った場合

⇒ 4,800 円×12 月＝ **最大年間 57,600 円給付されます**

※給付対象は給食費のうち副食費（おかず代）のみです。そのため、実際に支払った給食費と給付金額が異なる場合があります。



年収360万円未満相当 (①) に該当するかどうかの確認方法は？

➡ 年収360万円未満相当かどうかの確認については、給与所得者の場合、目安として、「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の通知書」により確認することができます。

下の計算方式に当てはまらない場合でも該当する場合があります。正確な判定は、申請後に教育委員会で税情報を確認して判定しますので、該当すると思われる方は、積極的にご申請ください！

(参考) 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の 通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 雑所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	控除等	課税 標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等 配当	先物取引	控除	扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失	税額控除前所得額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除前所得額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	軽減額⑧	森林環境税額⑨	森林環境税免除額⑩	特別徴収税額⑪	控除不足額⑫	既充当額⑬	既納付額⑭	差引額⑮-⑯-⑰		
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者特別 扶 養 基 礎	所得控除合計②																														
(摘要)	<p>1/1 に名古屋市在住の方 「総所得③ × 0.06 - 平均3,000 (調整控除)」 が77,100以下 ※令和6年度は上記の金額から定額減税額を引いて判定します</p>																																



小学校3年生から数えて第3子以降の子ども (②) とは？

➡ 以下のとおり、小学校3年生よりも下の子どもで、3番目以降の方については、所得に関係なく対象となります。

※具体例 A: 長男小5、長女小3、次女幼稚園 → ×

B: 長男小3、長女幼稚園年長、次女1歳児 → ×

C: 長男小3、長女小1、次女幼稚園年長 → ○

1番目 2番目 3番目

問い合わせ先

名古屋市教育委員会学事課

☎ 052-972-3219